

令和6年6月1日の診療報酬点数改正に伴う

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70才以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者	現役並み	510円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日まで入院	240円
		91日以降の入院 （長期該当者）	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

ただし、指定難病の患者または小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する患者様については、300円となります。